

平成30年度社会福祉法人けやきの村事業計画

平成29年4月1日施行の「改正社会福祉法」により経営組織のガバナンスの強化、社会福祉法人の財務規律の強化そして社会福祉法人に求められる公益的な取組みの明文化されて1年が経過しました。

迎えた平成30年度は、「医療、介護、障害」の同時報酬改定、障害者総合支援法施行3年後見直しにより、障害者が望む地域生活を支援するための「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、さらには介護保険法等の一部改正も含めて進められる地域共生社会の実現に向けた取組み、特に障害分野の課題であった高齢障害者問題については、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための負担の軽減と高齢になった障害者が慣れ親しんだ人と環境の中でサービスが利用できるよう「共生型サービス」が新たに位置付けられました。

国が目指している「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するための包括的支援体制整備のため、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進を加速させるために、地域住民による他人事を「我が事」に変えていくような地域住民に対する働きかけ、地域の課題を「丸ごと」受け止める場として社会福祉法人やボランティア、NPO法人を位置づけ、課題解決に向けた相談支援を行う多機関の協働による包括的支援体制の構築を明確に位置付けています。

以上の状況を踏まえて、社会福祉法人けやきの村は、平成30年度の事業目標スローガンを「強みを知り、強みを伸ばす」とし、「三感の実践」を職員一人ひとりが業務に取り組む姿勢として定めるとともに、重点事項を福祉ビジョン2018に基づき次のとおり定め事業を実施してまいります。

事業の目標；「強みを知り、強みを伸ばす」

仕事に対する私たちの姿勢「感謝・感動・感激 三感の実践」

- 感謝；感謝する心
- 感動；感動する支援
- 感激；感激する接遇

重点事項1；グループホーム・共同住居の確保・整備に向けた取組み

- ①就労継続支援B型事業の入所利用者の居住環境の充実を図る
- ②在宅障がい者の親亡き後の安全・安心・安定を守る住まいの確保

重点事項2；地域における公益的な取組み

- ①生活困窮者自立支援制度に基づく相談機関との連携による「認定生活困窮者就労訓練事業」の周知と活動の推進（平成28年7月20日、福島県認定）
- ②地域支援推進委員会を核とした「生計困難者に対する相談支援事業」の継続的な取組み

重点事項3；社会福祉法人けやきの村福祉ビジョン2018の推進

- ①中長期計画策定委員会を中心とした福祉ビジョン2018の進行管理

重点事項4；就労移行支援事業の活性化に向けた取組み

- ①移行プログラムの抜本的な見直し
- ②企業、特別支援学校、その他関係機関との連携強化
- ③実績を上げている事業所の視察

重点事項5；通所介護事業所の利用者増に向けた取組み

- ①地域ニーズの把握
- ②競合他社との差別化のための取組

社会福祉法人けやきの村《経営理念》

平成29年4月1日

1. 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む社会福祉法人として、常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行います。

2. 社会に対する基本姿勢

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行う社会福祉法人として、地域の実情・利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携して、サービスを提供する仕組みを構築します。

3. 福祉人材に対する基本姿勢

良質な社会福祉人材を育成する社会福祉法人として、社会福祉に必要な人材を教育、育成します。また、福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組みます。

4. マネジメントに対する基本姿勢

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする社会福祉法人として、透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行います。

社会福祉法人けやきの村《行動指針》

平成29年4月1日

社会福祉法人けやきの村は、経営理念を実現するため行動指針を次のように定めます。

行動指針1 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

行動指針2 常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

行動指針3 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらには促進されるよう支援します。

行動指針4 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。

行動指針5 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取組みを推進します。

行動指針6 非営利法人として積極的に活動していくため、「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、国民の信頼と協力を得るために積極的な情報の発信に取り組みます。

行動指針7 経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

行動指針8 良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。

行動指針9 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。

行動指針10 法人が目指す職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。

行動指針11 社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

行動指針12 国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

行動指針13 公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

行動指針14 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。

社会福祉法

【福祉サービスの基本理念】

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

【地域福祉の推進】

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の帽子をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【福祉サービスの提供の原則】

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

【経営の原則等】

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

第1 事業の目的及び方針について

1. 目的

- (1) 本法人の経営する就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所の利用者には、就労と地域生活への移行を促進する観点から、必要な訓練・実習・施設外就労及び職業の提供を適切に行います。
- (2) 同じく生活介護事業所の利用者は常時介護を必要とすることから、それぞれの心身機能の維持あるいは減退を予防するために必要な治療及び訓練を行うとともに、利用者の意向に基づく生活を実現するため、個別ケアを重視した養護援助を行います。
- (3) 在宅の要支援・要介護高齢者等を対象に、老人デイサービスセンターを核として必要な福祉サービスの提供を行います。
- (4) 在宅で生活している高齢者・障がい者に対しては、地域においてその人らしい生活が実現できるよう必要な福祉サービスをホームヘルプサービス事業及び障害者短期入所事業において提供します。
- (5) 地域包括支援センターにおいては、高齢者等が住みなれた「まち」で尊厳あるその人らしい生活ができるような地域づくり、人づくりを目指して事業を実施します。
- (6) 特定相談支援事業所においては、施設利用者も含めて障がい者が、地域のなかで障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の立場に立った計画相談支援を行います。

2. 方針

- (1) 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、持てる能力を十分に発揮させるだけでなく、一人ひとりが持っている力を引き出しながら、社会参加、生き甲斐を持った充実した生活のための適切な援護、養護、訓練指導・実習及び地域生活移行に向けた訓練・実習を行い、自立意欲の涵養に努めます。
- (2) 利用者の尊厳を守り、意思や希望、ニーズを尊重し、利用者本位のサービスの実現に努めます。
- (3) 施設の社会化を推進し、地域との交流を積極的に進めるとともに、あわせて障がい者に対する地域及び社会の理解が得られるよう努めます。
- (4) 地域に根ざした社会福祉を実現するため地域の福祉ニーズに対する援助方策を構築しあわせて本法人の有する専門的機能を積極的に地域に還元することに努めます。
- (5) 福祉サービスの提供に際して知り得た利用者等に関わる個人情報については、役職員のほか法人施設に関わる関係者（見学者等）を含めその秘密保持に努めます。
- (6) 高齢者虐待及び障がい者虐待の防止に努めるだけでなく、虐待の芽に気づく力の涵養と虐待と思われる状況を発見した場合には速やかに通報するように努めます。
- (7) 障害者の差別解消については、厚生労働省から示された「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」を活用し、利用者に対して障がいを理由とする差別をすることがないように、また利用者から差別解消に向けた合理的配慮を求められた場合は、速やかに対応するように努めます。

第2 施設の運営管理について

1. 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所として指定を受けた施設・事業所は、省令や関係法令等を遵守し、施設の運営管理に努めます。
2. 老人デイサービスセンター等介護保険の事業所は、省令や関係法令等を遵守し、施設の運営管理に努めます。
3. 障害者支援施設等においては、特定相談支援事業所における計画相談によるサービス等利用計画に基づき、施設としての支援計画を定めるとともに、サービス管理責任者を配置し、利用者の希望や心身の状況に応じた「個別支援計画」を策定し、また利用者負担金上限額管理等適切なサービス提供の管理に努めます。
4. 施設は、できる限り居宅に近い環境のなかで、地域や家族との結び付きを重視した運営に努めます。
5. 施設環境の整備と保全に努めます。
6. 施設設備を地域に開放し、また施設の持てるノウハウを地域に還元し、地域社会の理解と協力が得られるよう運営管理に努めます。
7. 法人及び施設の事務・事業の改善のための提案制度を奨励し、事業の活性化を図ります。
8. インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防対策の推進と、社会福祉施設として求められる事業継続のための人員配置等の対応に努めます。
9. けやきの村三つの定め『①利用者に質の高いサービスを ②職員の生活の安定 ③けやきの村の経営安定』がめざす働き甲斐のある職場づくりのため、職員全員が協力し合って施設運営にあたります。

第3 地域の在宅要支援・要援護高齢者等に対するサービスについて

1. 老人デイサービスセンターは、介護を要する認知症や疾病等により身体が虚弱、または身体上、精神上の障害によって日常生活を営むのに支障がある高齢者及び障害者を対象とし、食事の提供・入浴・レクリエーション等各種のサービスを提供及び生活上の相談・助言・健康状態の確認・社会的孤立感の解消・心身機能の維持向上を図るなどの日常生活上の支援を行います。また、併せて介護にあたる家族の身体的・精神的な負担を軽減し、地

域ケアの拠点を念頭に、利用者本位の質の高いサービスを提供します。

サービス提供時間区分、看護業務と機能訓練業務の充実、生活機能向上への取組み等を見直し、利用者本位のサービスを重点的かつ効果的に提供できるようニーズに合わせた事業所づくりをめざします。

月曜日から金曜日（年末年始を除く。）の営業日における活動の充実を図るため、空き情報や行事等の案内を定期的に関係機関に配布するとともに、更なる利用者確保に向けて競合他社との差別化を図り、1日当たりの平均利用者数24名以上を目標に事業を実施します。

2. 地域包括支援センターは、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳のある生活の継続のため、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやインフォーマルなサービスなど多様な社会資源を適切に利用することができるよう支援するとともに、高齢者の心身の状態の変化やニーズの変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを利用することができるよう、包括的かつ継続的なケアマネジメントによる支援、虐待の防止など権利擁護のための支援に努めます。また、「地域包括ケア」の趣旨に沿って、法人自主事業としての「サロン活動」に継続して取り組むとともに、生活支援コーディネーターを有効に活用し、地域の現状の把握、地域で必要とされている支援を見つけ出すとともに、地域にある資源の掘り起こしを進めます。また、平成30年度から認知症地域支援推進員を配置します。
3. 指定居宅介護支援事業所は、利用者のニーズにスムーズに対応できる体制を構築し、利用者等の意思及び人格を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう適切な居宅介護支援を提供し、利用者及び地域から信頼される事業所となるため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業所との密接な連携を図り、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護サービス計画の作成に努めます。
4. ヘルパーステーションは、介護保険サービスにおける訪問介護、総合事業による第1号訪問介護事業を提供することにより在宅の高齢者が、安心して地域での生活を継続できるよう利用者本位の質の高いサービスを提供します。

第4 地域の在宅障がい者等に対するサービスについて

1. 特定相談支援事業所による計画相談については、在宅障がい者の利用を進めつつ、アセスメントやモニタリングを通して、利用者が必要としているサービスや利用を望むサービスに適切につなげるよう支援をしていきます。また、必要としている社会資源が不足している等の情報を法人内外の各事業所と共有しながら、新たな社会資源の確保に向けて積極的に役割を果たします。
2. ヘルパーステーションによる居宅介護、重度訪問介護のサービスについては、訪問地域を飯坂地区に限定しているため、利用ニーズに対応できていない現状にありますが、市内の相談支援事業所との連携を強化しながら、対象地域においてサービス利用者の掘り起こしを推進していきます。また、今後、グループホーム整備にあわせて、グループホーム利用者のサービス利用も見込まれることから、人材の確保及びサービスの質の向上に努めていきます。

第5 社会福祉法に対応（信頼性・透明性の追求）する取組みについて

1. 福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、利用者と事業者が真に対等の関係を築くとともに、利用者本位の福祉サービス提供を実現させるために苦情解決体制の推進を図り、サービスの向上に努めます。
2. 利用者本位のサービス、利用者の生活の質（QOL）やエンパワメント（もともと持っている力を取り戻し、その力を発揮していくこと）の向上を図るための取組み、質の高い

サービスを継続して提供するための取組みを行うため、サービスの質の自己評価を行うとともに、各施設においては2年ごとに予定されている県指導監査の中間年度に第1回目の第三者評価を受審します。また、2回目以降については評価結果を踏まえ検討します。

第三者評価受審スケジュール

けやきの村

第1回目の受審 平成28年度受審済

青松苑

第1回目の受審 平成30年度予定

静心園

第1回目の受審 平成32年度予定

3. 公正、公平な事業運営と利用者のサービス選択に資するため、改正社会福祉法の定めによりホームページを活用したサービス内容に関する情報の提供、財務諸表及び事業報告書等を公開するとともに、主たる事務所（障害者支援施設けやきの村）に備え置き事業の透明性の確保に努めます。
4. 利用者に対する人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対しては研修を実施するなどの措置を講じます。
5. 職員がその業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、その秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においてもその秘密が保持されるよう措置を講じます。
6. 常務理事を中心に、事業の中間報告の時期にあわせて全事業所の内部監査を実施します。

第6 利用者へのサービス提供について

1. 利用者へのサービス提供は職員行動規範に基づくものとし、利用者個々の自主性や独立心を損なうことなく、そのニーズを的確に把握し、その者に適応した支援方針を作成し、日常生活支援・医療及び健康管理・社会的活動支援・相談、援助・職業提供・更生に必要な治療及び訓練・介護を行い、適切かつ効果的なサービスの提供に努めます。
2. 利用者の積極的な社会活動への参加促進を図ります。
3. 高齢及び重度の利用者については、現在の福祉施設体系から入所していることが困難な状態となっても直ちに他の福祉施設への契約変更は容易でないので、退所等可能な時点まで利用者の身体的生活状態に応じたサービスの提供に努めます。

第7 就労支援及び就労継続支援等について

1. 就労移行支援事業は、3年間就労実績を出していない現状にあります。国の方針は明確で、平成30年度からの報酬改定において「実績を出せない事業所は退場しなさい」というような報酬額を示しました。

今年度は、けやきの村の就労移行支援事業を抜本的に見直すための取組みを行います。

- ① 移行プログラムの抜本的な見直しを行います。
- ② 利用者の就労に関する適性や要望に応じた職種で職場実習できるよう、公共職業安定所、県北障害者就業・生活支援センター、福島障害者職業センター、特別支援学校、養護学校及び各種事業所等の関係機関と連携し、その受け入れ先の確保に努めます。
- ③ 利用者が行う求職活動の支援を行うとともに、前項の関係機関と連携し職場開拓に努めます。
- ④ 一般就労に必要な一般常識やマナー学習、またパソコン操作の時間を提供し、一般就労に向けたスキルアップに努めます。
- ⑤ 利用者の職場定着を促進するため、利用者が就職した日から6ヶ月以上職業生活

における相談等の支援の継続に努めます。

- ⑥ 就労アセスメント(就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所が行う就労面のアセスメント)について、福島市及び伊達市等と連携し計画的な受け入れを行います。
2. けやきの村の就労継続支援B型事業は、平成29年度の目標月額工賃16,000円には達する状況にあります。工賃向上に向けた具体的な取組みや目標工賃額は「第3期けやきの村工賃引き上げ計画」(平成30年度～平成32年度)に定めますが、平成32年度には福島県が地域生活が可能で可能な工賃として設定している月額20,000円を目指します。
前年度に引き続き、優先調達推進法を追い風に印刷事業の拡大とあわせて施設外就労の柱であるアパート清掃の受託件数の増と外部業者に委託している施設内清掃をB型事業の作業種目として実施できるよう、関係者との協議を進めます。
3. 青松苑の就労継続支援B型事業は、平成28年度の目標月額工賃25,000円を超える状況にあります。但し、実際に就労継続B型事業の利用定員が10名で、生産にかかわる多くの利用者は、生活介護の生産活動として従事しているのが現状なので、「第3期工賃向上(引き上げ)計画」(平成30年度～平成32年度)においても、工賃をいかに維持していくかを中心に取り組みます。
4. 施設内で行う作業は、引き続き月の日数マイナス8日の範囲内で土曜日、日曜日及び祝祭日にも実施します。但し、従事する利用者の身体状況等に配慮し、作業時間や作業量が過重な負担とならないように努めますが、作業時間や冬季期間の見直しを行い、「働きたい」、「工賃をたくさんもらいたい」というニーズに沿った作業時間を提供できるようにします。
5. 就労関係の事業所は、協力して新規の授産科目の獲得に努めるとともに、利用者の可能性を追求し仕事の幅を広げるべく情報収集に努めます。
6. 作業科目は、利用者の障害程度や適正・能力・健康状態に応じた多彩な業種を展開し、地元企業等との連携を図りながら、受注の確保に努めます。
7. 納期を厳守した製品の生産に努めるとともに、不良品を出さないよう品質管理には万全を期すように努めます。
8. 作業の安全対策に万全を期します。
9. 利用者の作業工賃は、個々の能力を判断し、適正かつ公平に支給します。
10. 入所による就労支援及び就労継続支援の利用者に対しては、利用者のニーズに基づき生活面におけるサービスの充実に努めます。
11. けやきの村・青松苑合同の就労支援事業委員会(福祉サービス改善委員会に含む)を設置し、工賃向上、一般就労に向けた課題解決を図ります。

第8 生活支援について

1. 地域との交流の場を多く設け、かつ、社会見学・外出行事等を実施し、自らもふれあいを求める社会性の育成を支援します。
2. 利用者の日常生活をできる限り居宅に近い環境作りに努め、また変化と潤いのあるものとするため、新聞・テレビ・図書を備えるほか、レクリエーション及び季節の行事・教養講座等を積極的に実施し、心豊かな社会人として自立できるよう支援します。
3. 生活介護における日中活動の充実は必須であり、通所利用者も含め十分なアセスメントにより、利用の目的に沿った日中活動のメニューが提供できるように努めます。日中活動としてのレクリエーションメニューの充実に努め、自発的に参加する機会を提供するとともに、社会的な活動への動機付けになるよう支援します。また、月の日数マイナス8日の範囲内で土曜日、日曜日及び祝祭日を営業日とし、利用者の意向を踏まえたレクリエーションメニューを実施します。
4. 利用者の日常の実態把握に努めながら、障害程度・生活・作業能力に応じた生活目標を設定し、また地域での生活をふまえたIADL(手段的日常生活動作:調理・洗濯・交通手

- 段の利用等自立して日常生活をおくるための行為)に関する支援に努めます。
- 5, 利用者の自主性と責任ある行動を育成するために、自治会組織の積極的な活動の推進を支援します。
 - 6, 利用者の家族とのコミュニケーションを密に行い、行事参加や面会を通じて家族とのふれあいを深められるよう支援します。また、市町村や担当民生委員との連携において、家族との連絡調整をも図っていきます。
 - 7, けやきの村・青松苑・静心園合同の生活介護事業委員会(福祉サービス改善委員会を含む)を設置し、利用者の生活の質の向上に向けた課題解決を図ります。

第9 虐待防止と対応について

- 1, 平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、けやきの村・青松苑・静心園の各施設においては、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講ずる責務が課せられました。また、職員や他の利用者、家族による虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、発見者が職員であっても市町村に通報する義務があります。
- 2, 「虐待は私たちの施設においても起こり得るものである」という認識のもと、人権意識や介護技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示すため、理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示等あらゆる機会をとらえて確認し浸透させ徹底させます。また、身体拘束については、切迫性・一時性・非代替性のすべての要件を満たしたうえで、ご本人又はご家族の同意のもと期間を定め実施できるとされていますが、その場合は、ご本人の状態を確認しながら身体拘束の解除に向けた不断の取り組みを行うよう努めるものとしします。
- 3, 各施設においては、虐待防止のための責任者や虐待防止のための委員会の設置、マニュアルやチェックリストなどを積極的に活用し、虐待の早期発見、未然防止に努めます。
- 4, 全事業所合同の虐待防止権利擁護委員会を設置し、利用者に対する虐待防止及び利用者の権利擁護に係る課題解決を図ります。

第10 地域生活移行支援について

- 1, 障害者支援施設入所者の地域生活移行は、自らが選択した場所でその人らしい生活を保障するためにも推進するべき支援であるとの認識で進めていきます。特に、けやきの村旧館居室を生活の場としている就労の入所利用者については、安全・安心な生活を保障するという観点からも最重要課題です。グループホーム設置を視野に、けやきの村旧館居室を生活の場としている利用者(その家族を含む)を中心に、けやきの村の生活介護の入所利用者、青松苑及び静心園の入所利用者を含め、地域生活移行に関する意向調査の実施及び体験による意向確認を行いながら支援します。
- 2, 地域生活移行をした方については、当法人が実施する福祉サービスの提供範囲でありかつご本人が希望すれば継続してサービス提供を行うとともに、それ以外であっても相談支援専門員を中心に地域の社会資源との連携を図りながら安心した生活ができるように支援します。

第11 健康管理について

- 1, 利用者の高齢化、障害の重度化から、夜間・休日等に対応を迫られる事例が多くなっているため、緊急時の対応に万全を期すとともに、日常的健康管理に努めます。
- 2, 常に利用者の健康状態を把握し、健康状態に異常のある者には特に細心の注意を払い、必要に応じた適切な健康管理に努めます。
- 3, 毎月体重測定及び必要とする者に対して血圧測定を行い、嘱託医師と連絡を密にし、ま

- た定期的な健康診断等を実施し、病気の予防及び早期発見に努めます。
4. 利用者の健康保持のため、衛生管理と環境の整備に努めます。
 5. インフルエンザやノロウイルス等の感染性胃腸炎等の感染予防のためワクチンの接種、施設内の消毒や「咳エチケット」・うがい・手洗いの励行に努めます。
 6. 静心園が喀痰吸引等（特定の者対象）研修の登録研修機関となったことに伴い、介護職員を対象とした「基本研修」・「実地研修」を計画的に実施し、利用者の安全・安心の確保に努めます。
 7. 全事業所合同の感染症対策・褥瘡予防委員会を設置し、インフルエンザ予防及びノロウイルス感染予防等の対策を検討し利用者の安全・安心な生活を守るとともに、職員が罹患することを防止し、安定した利用者支援が継続できる対策を検討するとともに、「インフルエンザ発症後の事業継続計画」の作成、見直しについても検討します。

第 12 機能訓練について

1. 利用者の身体機能や基本的動作能力（立ち上がりや歩行など）の維持、回復を図るため、利用者の意向を踏まえたリハビリテーション支援計画に基づき、専任の理学療法士、作業療法士やグループによるリハビリテーションを提供し、利用者一人ひとりの自己実現が達成できるように支援します。
2. 人と人との関わりを大切にし、利用者の状態や目的に応じたリハビリテーションを行うことで、安心して生活が送れるよう支援します。
3. 利用者一人ひとりの尊厳と人格を大切にしたりハビリテーションを行うことで、心豊かな生活を支援します。
4. 利用者の生活と笑顔を守るため、障がいの予測、予防に努めます。
5. 利用者を中心としたチームアプローチを提供し、QOL（生活の質）の向上が図られるように努めます。
6. 平成29年6月から始めた通所介護事業所における機能訓練を継続して実施します。

第 13 栄養管理・給食について

1. 給食業務については、運営する全ての施設が給食業務を外部委託していますが、栄養面はもとより利用者の嗜好及び希望を反映した献立とし、利用者が満足できる給食の提供に努めます。
2. 栄養士だけでなく、嘱託医、看護師、理学療法士、作業療法士及び生活支援員等の多職種連携による利用者個々の栄養状態の把握、リスクの軽減のための指導や食事内容の改善を目指した「栄養マネジメント」を継続して実施します。
3. 献立は、十分な栄養と変化に富んだ内容とし、かつ栄養マネジメントに基づいた利用者個々の栄養ケア計画を策定し積極的に推進することにより、生活習慣病等のリスク軽減と栄養基準の適正な確保に努めます。
4. 給食委員会を毎月開催し、利用者の希望等を勘案するほか、嗜好調査を年1回以上実施し、献立に反映させます。
5. 毎日残菜調査を行い、利用者の嗜好を把握するとともに偏食等の改善に努めます。
6. 給食には行事食並びに旬のものを取り入れ、家庭的な味付けを大切に、季節の彩り豊かな献立に努めます。
7. 選択メニューやバイキング、鍋物等を積極的に取り入れ、利用者への食の楽しさを提供します。
8. 食品の保管には十分に注意し、常に調理室等の整理・整頓・清潔に努め、また保健所等の指導のもと食中毒予防に万全を期します。
9. 東日本大震災の教訓を生かし、事業継続に必要な非常食の備蓄等に努めます。
10. 給食業務を実施している事業所合同の栄養管理委員会を設置し、利用者に満足していた

だけの給食、適切な栄養管理に基づいた食事及び選択ができる食事の提供について、質の向上を図ります。

第14 事故防止の徹底について

1. 年2回の防災設備の法定点検と非常口・防火扉等建物の定期的な自主点検に加え、利用者の使用している電気器具等の点検を実施し、事故発生の絶無と事故防止に努めます。
2. 法人と施設間、職員間のほか、地域防災協力者・地域消防団など地域の方々の協力を要請し設置している緊急連絡体制が、有事の際迅速・有効に機能するよう訓練の充実を図ります。
3. 火災・地震・水害等の非常災害時に、利用者・職員が迅速・適切な行動が取れるよう訓練の充実を図るとともに、防災教育を行い安全管理の徹底に努めます。
4. 事故防止のため、建物内外の巡視を日常的に実施し、施設内及び居室等の危険箇所や危険物などの早期発見に努めるとともに、整理整頓・居住環境の改善に努めます。
5. 通院・授産製品の納入・事務連絡等公用車使用に際しては、交通ルールを遵守し、シートベルトの着用・子供や高齢者に対する思いやり運転など安全運転に心がけるとともに、安全運転管理者及び副安全運転管理者の指導のもと交通安全教育を行い、交通事故の絶無に努めます。
6. 利用者の日常生活における「ヒヤッとしたりハッとしたり」することが、けがや事故につながるよう、職員一人ひとりが観察力、気づき力、危険予測力を磨くとともに、「ヒヤリ・ハット」を職場全体で共有し、危険予測への取り組み及び事故の未然防止に努めます。
7. 施設利用者の障害の重度化・多様化に対応し身体介護等のサービス提供におけるリスク（危機・危険）も多くなっています。リスクに対する職員の意識を高め、日常的な「リスクの把握・リスクの分析・リスクへの対応・対応の評価」というリスクマネジメント体制のもと、事故防止・再発防止に努めます。
8. 万が一事故等が発生した場合には、「社会福祉施設等における事故報告について（平成25年4月1日施行）」（平成25年3月11日付、福島県障がい福祉課長24自第4657号通知）に基づき適切に対応します。
9. 全事業所合同の事故防止委員会において、ヒヤリ・ハット報告に基づいた支援方法の見直しや事故防止策の検討と併せて、地震・火災・水害等に対応する「非常災害対策計画」、「災害発生後の事業継続計画」の作成、見直しについて協議します。
10. 利用者・職員の安全・安心を確保するためには、不審者等の侵入を防ぐ対策等が重要であることを認識し、防犯設備の整備とともに防犯対策についても訓練・研修の実施等継続して取り組みます。

第15 人材育成・定着について

1. 平成22年6月に整備した法人独自の「キャリアパス」を有効に機能させ、職員個々の個別研修計画、目標管理、業務管理をキャリアパス管理と連動させ、体系的な教育・研修体制等により一社会人としてだけでなく、法人・施設の未来を託せる福祉マインドに溢れた人材の育成に努めます。
2. 福祉サービスの提供に際しては、その担い手である職員一人ひとりの資質・能力の向上がサービスの質に直結するため、OJTを基本とした対人スキルや介護技術等の向上に加えて、職員相互の意思疎通を図り、組織人として責任と協調性のある人間性豊かな職場環境作りに努めます。
3. 利用者主体の支援を提供することが、虐待の未然防止や差別に気づく力を醸成するという共通認識を全職員で共有できるよう、OJTを活用した研修を実施します。
4. 身体、知的、精神のそれぞれの障害の理解を図るための研修を実施し、三障害の一元的

- な利用に向けた専門性の向上に努めます。
5. 職員個々の「個別研修計画」に基づき各種研修会等に積極的に参加させ、また先進同種の施設の視察研修を行い、社会福祉事業従事者としての職業観に立って、専門知識の習得と実務体験の積み重ねを通し、自己研鑽しながら資質向上に努めます。
 6. 社会福祉法人内研修として年間を通した継続的な新任職員研修を実施します。
 7. 職場における直接処遇職員の腰痛予防対策は、質の高い支援が提供できる人材の育成という観点からも重要であるので、「歯磨きと同じように腰磨きを」をスローガンに、各施設において継続的に「腰痛体操」をするように努めます。
 8. 福祉専門職の配置により提供するサービスの質を担保するための体制整備を報酬上評価するなど国の施策に鑑み、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等の各種資格取得の奨励と支援に努めます。
 9. 仕事や職業生活のストレスによって「心の病」にかかる人が増えている社会的傾向があり、メンタルヘルスケア（事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康保持のための措置）といった労働安全衛生への取組みは人材定着の観点から重要であり、企業価値も高めることにもなるため、継続的かつ計画的にメンタルヘルスケアを行い、職員が生き生きと仕事ができる環境づくりに努めます。そのため、産業医・衛生管理者の選任、衛生委員会の設置等によりメンタルヘルスケアを含めた職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策について調査審議を行うように努めます。
 10. 全事業所合同で新任職員育成委員会において、プリセプター研修修了者を中心に統一した視点に立った育成プログラムの作成およびプログラムに基づいた面談、振り返りを通して、一人ひとりの成長の度合いに応じた育成を組織的に実施します。
 11. 全事業所合同で教育研修委員会において、人材の育成、定着はもとより一人ひとりの職員の力量アップを目指した勉強会、研修会の企画・運営を行います。併せて力量アップするためには「キャリアパス制度」で定めた役割、職責に応じた求められる職員像に到達しているかの評価が必須となるので、具体的な到達点、着眼点を明確にした評価シート作成に向けた検討を行います。

第 16 人材確保について

1. 必要な人材、優秀な人材を確保するため、ハローワークや福祉人材センター等で実施する職場説明会への積極的な参加や大学・短大・専門学校等への計画的な求人活動に努めます。
2. 本法人のホームページを積極的に活用するとともに、若者向けの求人パンフレットの作成等、人材確保に向けたPRに努めます。
3. 将来的な人材確保に向けて、中学生や高校生を対象とした「福祉の職場体験」や「職場説明会」の機会をつくるため、中学・高校との連携に努めます。また、地元の福祉系大学や福祉系の専門学校との連携を密にしながら、「障がい福祉の魅力」の発信に努めます。

第 17 関係機関、団体等との連携について

1. 関係市町村及び関係機関、団体等との連携を密にし、利用者のサービスの向上、施設運営の適正化及び地域福祉の構築に努めます。
2. 自立支援協議会やライフサポート連絡協議会などと連携し、地域移行を推進するとともに、養護学校等の卒業生の進路の確保等についても努めます。
3. 昨年度に引き続き、福島市と一般の避難所等での生活が困難な障害者等の要援護者の受入れに最善を尽くすため、福祉避難所開設及び受入れ等の訓練及び在宅障がい者の個別避難プランに基づく避難所までの移動訓練を実施します。
4. 地元のなかのPTCAや中野地区体育協会と連携し、前年度に引き続き「中野地区大運動会」を始め地域活動に積極的に参加するとともに、障がい者に対する理解促進、差別や

偏見の解消及び地域貢献のため、地域行事への積極的な参加・協力を努めます。

第 18 地域貢献活動への取組みについて

- 1, 社会福祉法人の地域における公益的な取組みいわゆる「地域貢献活動」については「社会福祉法人けやきの村福祉ビジョン2018」に基づき実施するとともに、飯坂地区の活性化につながる取組みも併せて推進します。具体的には
 - (1) 認定生活困窮者就労訓練事業の活用促進
 - (2) 登録した喀痰吸引第三号研修登録研修機関としての研修の実施
 - (3) 地域住民の自主的・主体的な取組みの育成・支援による「サロン活動」の実施
 - (4) なかのPTCA活動への支援・協力
 - (5) 中野地区大運動会共催団体として企画・運営への参画と職員・利用者の参加
 - (6) 飯坂温泉活性化に向けた「飯坂温泉ファイヤー祭」飯坂小唄流し踊りへの参加
 - (7) 社会福祉法人の公益的な取組みとして生計困難者に対する相談支援事業の実施
 - (8) その他、「地域支援推進委員会」を中心に、地域における福祉ニーズを把握するとともに、制度の谷間にある課題の解決に向けた具体的な取組み

第 19 借入金の償還について

次のとおり借入金の償還を行う。

- (1) けやきの村建築に係る借入金等の償還（独立行政法人福祉医療機構）

元金	11,050,000円
利子	1,503,000円

第 20 法人事業及び施設の整備等について

- 1, けやきの村
送迎車両の更新（中古車2台）
- 2, 青 松 苑
電動ギャジベット（3モーター）1台購入（年次計画）
変電室の整備
作業室暖房設備の修繕
居室等入口ドアの修繕
各所設備等の修繕
利用者支援の充実を図るための整備（危険箇所、施設敷地段差解消工事）
- 3, 静 心 園
電動ギャジベッド（3モーター）2台更新（年次計画）
多機能型ストレッチャーの購入
食堂西側アスファルト舗装の整備
ワンボックス車両の購入（中古車）
業務用空気清浄機の購入（3台）
- 4, 桃 の 里
ベッドサイドテーブルの購入

第 21 検 討 事 項

- 1, 法人本部
けやきの村相談支援センター整備に伴う桃の里空きスペース有効活用の検討
- 2, けやきの村

旧館浴室壁及び天井の塗装
就労における材料・完成品保管用大型冷蔵庫の購入
旧館居室ドアの隙間風対策
建物南側空き地の有効活用の検討
冷温配膳車の購入
小型除雪機の購入

3, 青 松 苑

ナースコール設備の更新
移乗介護機器等福祉用具の導入
防犯対策設備（防犯カメラ、センサーライト、警備会社等）
管理棟空調機（電気）の更新
事務室の備品の整備

4, 静 心 園

防犯カメラ、センサーライトの整備
業務用乾燥機及び洗濯脱水機の更新
ガスヒートポンプエアコンの更新
リフトバスの購入
リフト付軽自動車の購入
陶芸用窯上屋の改修
外壁の塗装工事
厨房用温冷配膳車の購入
厨房用オープンの更新

5, 桃 の 里

屋根の塗装
送迎用福祉車両（軽自動車）の更新